

## 新事業年度に向けて

代表理事 吉田博彦

21世紀の教育の姿を求め

5月に開催された今年度の協会の総会で講演していただいた寺脇審議官の言葉で最も印象に残ったのは、「暦の上では21世紀が始まっていても、日本の教育の21世紀は来年から始まります。」という言葉でした。確かに「教育改革元年」の2002年があと半年です。スタートなのです。そして、ここが私たちの正念場なのです。生涯学習という言葉が言われて20年の月日がたちました。従来の工業化社会において、人は学校で学び、そこで身に付けた知識で社会へ出て働き、そして、60歳で定年を迎え、そのあと余生を楽しむという人生設計が一般的でした。1960年代のことです。

しかし、その後急速に社会

は変化し、1980年代に入つて「高度情報化」とか「マルチメディア社会」ということがさかんに行われるようになり、世界は情報化社会へと移行していきました。

この社会の特色は技術革新が急速で、従来の知識構造がすぐに陳腐化するところにあります。そのため、大学で学んだ知識も卒業して5年もたないうちに役に立たなくなり、学校を出てからも継続的な学習が不可欠な社会になっていきます。そこで、「いつでも、どこでも、だれでも」というテーマを基本とした生涯学習という考え方が出てきたわけです。

日本ではそれに付け加えて、人は60年で定年となってもその後20年近くの人生を営むことが多くなり、その人生のあり方が問われ始めています。そ

して、21世紀初期には高齢者人口が全体の30%を超えることがわかってきます。ここに日本型生涯学習の課題があります。

こういった社会において教育に課せられた課題は「学ぶ意欲を持ち続ける人材」の育成です。ですから、学ぶことが嫌いになつて多くの人が社会へ押し出される現在の教育のあり方をどうしても変えなくてはなりません。

そうすると、そのためにはどのような「教育」が必要となるのでしょうか。生涯学習で「教わる」「習つ」「教え込む」は禁じ手だと言われます。同じように学校教育でもこのことが実践されなくてははいけません。できる限り自分で学び、自分で課題を解決していくという教育が必要となります。そのため指導者に求められるのは「教える力」



平成12年度決算

(第1号議案)

\*別表1参照

定款の変更(第2号議案)

昨年度より協会の活動が活発化していく中で協会の定款と実態とが乖離しつつある状態を是正するため、協会の定款を以下のように変更した。

改訂前

第6条(事業)

本協会は、第1条の目的を達成するため、次の事業を行う。

(1)特定非営利活動に係る事業

思考力の育成を目的とした教育活動の普及とその支援事業

教育の国際交流を促進する教育団体に対する支援事業

家庭における教育力育成のための教育セミナーおよび教育資源の研究開発事業

発展途上国の子ども達に対する教育支援のための事業

(2)収益事業

思考力の育成を実現する教育

現場の創出に向けた、教育研修、教育ソフトの開発等の受託業務および普及事業

海外在住邦人子弟の教育支援のための事業

改訂後

第6条(事業)

本協会は、第1条の目的を達成するため、次の事業を行う。

(1)特定非営利活動に係る事業

生涯学習社会の構築を目的とした教育活動の普及とその支援事業

教育の国際交流を促進する教育団体に対する支援事業

地域・家庭における教育力育成のための教育セミナーおよび教育資源の研究開発などの事業

地域における子育て支援事業 発展途上国の子ども達に対する教育支援のための事業

(2)収益事業

思考力の育成を実現する教育現場の創出に向けた、教育研修、教育ソフトの開発等の受託業務および普及事業

海外在住邦人子弟の教育支援のための事業

本年度事業計画

(第3号議案)

本年度の事業として以下の事業を行う。

実現目標

制度的改革の目標として、「教育の民営化」を推進する。

育成目標として、社会に貢献する意志をもった人材育成と

21世紀の産業社会に有意な人材育成を実現する。

内容の改革の目標として、生涯学習社会と地域の教育を実現する。

事業項目  
体験学習、グローバルキッズクラブ」事業

1 自然体験指導者の養成事業  
2 自然体験プログラムの運営  
3 自然体験プログラムの普及

4 大学公開講座事業  
5 表現活動(朗読暗唱)コン

クールの実施  
ファミリーフォーラム、子育て支援」事業

1 子育てハンドブックの制作  
2 子育て新聞の発行(会員による独立運営)に対する協力支援活動

国際理解教育(英会話)民間協力事業

1 「地域で進める子ども外国語事業」事業の受託及び支援

2 地域英会話教室の運営  
全国新学力テスト事業

IT普及国民運動への協力事業

民間教育指導者育成事業  
海外子女支援事業

教育シンポジウム事業  
教育の国際協力に関する事業

「子どもの居場所クラブ」づくり地域教育活動事業

後援及び協賛  
理事会の判断で、必要と思われる事業に対して行う。予算は補正予算で対応する。

支部事務所開設

(第4号議案)

現在の定款では以下の7事務所が支部として登録されている。今年度、会員からの申請により新たに8事務所を支部として登録する。

また、支部における事業運営は定款第58条(細則)の規定に従い次のように規定する。

現在の支部

- 北関東支部 栃木県小山市
- 中国支部 広島県神辺町
- 盛岡支部 岩手県盛岡市
- 長野支部 長野県諏訪市
- 中部支部 愛知県名古屋市
- 京都支部 京都府京都市
- 南九州支部 鹿児島県鹿児島市

新設の支部

- 仙台支部 宮城県仙台市
- 白河支部 福島県東塙町
- 新潟第一支部 新潟県上越市
- 埼玉支部 埼玉県さいたま市
- 沼津支部 静岡県沼津市
- 広島支部 広島県広島市

松山支部 愛媛松山市

沖縄支部 沖縄県那覇市

支部における事業運営に関する規則

第1条 本規則の目的

本規則は定款第58条の細則の規定に従い定めるもので、協会の活動を円滑に進め、全国における会員の活動促進を目的とする。

第2条 協会の事業運営

協会における事業運営は、定款第43条に定めるように委員会と審議し、理事会の承認を得て事業活動を行う。

2 事業活動を行う会員は、その事業ごとに設置された委員会に所属し、その決定に従って事業を行う。

3 事業を行うために会員は

支部を設置する。

第3条 支部の設立方法

基幹会員1名につき、1支部の設置を認め、その支部ごとに協会の事業運営を行う。

2 支部設立を希望する会員

は、支部設立を協会事務局に提出し、総会で承認を待て、支部を設置することができる。支部設立の承認を得た場合、速やかに登記の手続きを行うものとし、その完了をもって正式な支部として認めるものとする。ただし、必要な場合、臨時に支部の設立を理事会で認めることができる。その場合、必ず総会で承認を得るものとする。

3 支部の名称は、理事会にて

は、支部設立を協会事務局に提出し、総会で承認を待て、支部を設置することができる。支部設立の承認を得た場合、速やかに登記の手続きを行うものとし、その完了をもって正式な支部として認めるものとする。ただし、必要な場合、臨時に支部の設立を理事会で認めることができる。その場合、必ず総会で承認を得るものとする。

3 会計報告は月末に支部ごとに東京事務局へ行い、年度末に支部ごとに決算報告を行う。

は、支部設立を協会事務局に提出し、総会で承認を待て、支部を設置することができる。支部設立の承認を得た場合、速やかに登記の手続きを行うものとし、その完了をもって正式な支部として認めるものとする。ただし、必要な場合、臨時に支部の設立を理事会で認めることができる。その場合、必ず総会で承認を得るものとする。

3 支部の名称は、理事会にて

は、支部設立を協会事務局に提出し、総会で承認を待て、支部を設置することができる。支部設立の承認を得た場合、速やかに登記の手続きを行うものとし、その完了をもって正式な支部として認めるものとする。ただし、必要な場合、臨時に支部の設立を理事会で認めることができる。その場合、必ず総会で承認を得るものとする。

は、支部設立を協会事務局に提出し、総会で承認を待て、支部を設置することができる。支部設立の承認を得た場合、速やかに登記の手続きを行うものとし、その完了をもって正式な支部として認めるものとする。ただし、必要な場合、臨時に支部の設立を理事会で認めることができる。その場合、必ず総会で承認を得るものとする。

3 事業を行うために会員は

支部を設置する。

第3条 支部の設立方法

基幹会員1名につき、1支部の設置を認め、その支部ごとに協会の事業運営を行う。

2 支部設立を希望する会員

別表1 平成12年度  
特定非営利活動に係わる収支計算書  
平成12年4月1日～平成13年3月31日(単位:円)

| 科目          | 予算金額       | 実績金額        |
|-------------|------------|-------------|
| 収入の部        | 0          | 844         |
| 1. 財産運用収入   | 9,860,000  | 6,214,428   |
| 2. 会計収入     | 20,740,000 | 23,028,402  |
| 3. 事業収入     | 0          | 0           |
| 4. 収益事業会計繰入 | 1,700,000  | 0           |
| 5. 寄付金      | 32,300,000 | 29,243,674  |
| 当期収入合計      | 0          | 0           |
| 前期繰越収支差額    | 32,300,000 | 29,243,674  |
| 収入合計        |            |             |
| 支出の部        |            |             |
| 1. 事業費      | 23,200,000 | 13,562,314  |
| 2. 管理費      | 8,600,000  | 27,952,908  |
| 3. 予備費      | 500,000    | 0           |
| 当期支出合計      | 32,300,000 | 41,515,222  |
| 当期支出差額      | 0          | -12,271,548 |
| 次期繰越収支差額    | 0          | -12,271,548 |

別表2 平成13年度 予算書

平成13年4月1日～平成14年3月31日

| 科目・摘要       | 金額 (単位 円)   |
|-------------|-------------|
| <b>収入の部</b> |             |
| 1. 会費収入     | 7,700,000   |
| 2. 事業収入     |             |
| A I T 講習    | 187,803,970 |
| B 子育て支援     | 6,300,000   |
| C 地域で進める外国語 | 16,500,000  |
| D 全国新学力テスト  | 1,000,000   |
| E 大学公開講座    | 200,000     |
| F 自然体験活動    | 500,000     |
| G 教材開発      | 300,000     |
| H 指導者育成     | 100,000     |
| I 国際協力      | 300,000     |
| 3. 寄付金      | 14,920,000  |
| 収入合計        | 235,523,970 |
| <b>支出の部</b> |             |
| 1. 事業費      |             |
| A I T 講習    | 168,285,000 |
| B 子育て支援     | 10,000,000  |
| C 地域で進める外国語 | 15,140,000  |
| D 全国新学力テスト  | 600,000     |
| E 大学公開講座    | 300,000     |
| F 自然体験活動    | 400,000     |
| G 教材開発      | 200,000     |
| H 指導者育成     | 100,000     |
| I 国際協力      | 200,000     |
| 2. 管理費      |             |
| A 人件費       | 4,800,000   |
| B 業務委託費     | 10,800,000  |
| C 事務費       | 10,695,000  |
| 3. 予備費      | 1,200,000   |
| 4. 借入金返済    | 12,803,970  |
| 支出合計        | 235,523,970 |
| 支出差額        | 0           |
| 繰越収支差額      | 0           |

第5条 協会事務局と各支部の関係  
 理事会の承認を待て、協会事務局は各支部間の事業活動に関する調整を行い、各支部の事業実施に向けた支援活動を行う。  
 2 支部が外部との契約を行う場合、理事会の承認を待て、協会事務局が行うものとする。  
 第6条 支部と支部の関係  
 重複して行政と交渉するなど、協会の事業活動の混乱を防止するため、各地区の支部間の関

法  
 係は次の通りとする。  
 理事会において、各都道府県単位で中心となる支部(幹事支部)を決定し、その都道府県における活動はその支部が中心となり協力関係をまとめ協会本部に報告する。  
 理事会において、正当な理由なく幹事支部の指示に従わないうと認められる支部は支部登記を取り消すことができる。  
 第7条 事業運営と会計の方

支部の会計はその支部の責任において行う。原則的に、各支部の口座の管理は各支部が行い、期末に会計の報告を行うこととする。  
 2 各支部は受注した仕事を行うにあたって、会員自らが発行する法人に発注する場合、必ず契約書を作成し、協会事務局に提出する。  
 第8条 支部の取り消し  
 本細則第6条 以外に 理事会は以下の場合に支部としての

登記を取り消すことができる。  
 当初申し出のあった事業活動を、2年以上行わない場合。  
 会計報告など決められた義務を果たさない場合。  
 会員としての資格を失った場合。  
 協会の活動の趣旨にそぐわない行為があった場合。

本年度予算(第5号議案)

\* 別表2参照

参考意見として、会場より行政の委嘱事業で事業と入金とのタイムラグがあり、一時的に理事が運転資金を負担する事態が出来るにせよ、期をまたぐことがないようにとの意見があった。

役員人事(第6号議案)

本年度は現役員の任期途中のため、役員の変更はない。

## 第二特集 新規設立支部の紹介

### 新潟第一支部

### 白河支部

### 沼津支部

### さいたま支部

教育支援協会沼津支部は平成12年6月から始まった。沼津の中高一貫教育を考える「シンポジウム」の活動から生まれました。

ヒトスギ塾、沼津青年会議所、沼津ロータリークラブ、沼津市PTA連合会のメンバーが忌憚のない意見を交わす中で、沼津教育改革市民会議が提案され活動が始まりました。

地域の教育力が問われているという正にその時代にあつて、沼津の教育を考える活動は徐々に広がりを見せ始めています。

沼津支部は中高一貫校を21万沼津市民の明日を築く教育にするための活動に地道に取り組みます。

一杉 真城

先月の浦和、与野、大宮の合併に伴って、大宮事務局はさいたま支部になりました。

昨年、旧大宮市内5公民館で始まった「地域ですすめる子ども外国語学習」は今年度大宮地区全公民館で行われます。また、百万都市としては全国で唯一NPOにまかせられたIT講習会がさいたま市で始まります。その他「子育てシンポジウム」開催、「子育てハンドブック」制作など赤ちゃんからお年寄りまで生涯学習の一環として地域に根ざした活動をしています。

新生さいたま市の行政内の潤滑油として、また、市民とのパイプ役として、これから私たちの役割はますます大きくなっていくと思います。

山田ちづ子

この度、新潟県上越市に新たに支部を設立し、皆さんと目的を同じくして、活動をさせて頂くことになりました。

私もは、元来、地元でパソコン教室と学習塾を、地域に根付いた教育を念頭におき、展開させて頂いております。昨年、そのパソコン教室をさせてもらっている御縁から、吉田理事と新潟市でお会いし、本協会の活動意義、これからの教育の展望等を御聞かせ頂き、大いに感銘をうけ、今年度のIT講習事業から参加させて頂いております。本年度は、IT講習事業はもちろんのこと、外国語事業も地域で展開させていきたいと考えております。今後、未来ある子どもたちのため地域に根付いた教育を目指し、民間の活力を最大限に生かして、本協会の活動を行なっていきます。

白河支部では、埴町、棚倉町、矢祭町、鮫川村、表郷村、東村へIT基礎技能講習の提案書を提出し、現在3町村のIT講習28講座を始めています。今後の活動予定として、IT基礎技能講習について埴町5講座、棚倉町5講座(前期)、鮫川村18講座の実施。棚倉町、埴町、鮫川村へ来年度のIT講習会についてカリキュラムの提案。近隣町村へ秋の自然体験プログラムを提案。自然体験について、近隣町村へ来年度計画へ働きかけ。支部としての組織を作る為に地域の有識者や、自治体への働きかけ。などを考えています。まだまだ活動としては小さいですが、頑張っていけますので、宜しくご指導の程お願いします。

古澤 勉

近藤 暢

## 仙台支部

仙台支部は平成12年より宮城事務局として活動してまいりました。母体が「まなびや」という塾ということもあり、その年の1月に保護者懇談会という名目で主にまなびやへ通う父兄を対象に吉田代表と若狭理事のお二方に講演していただいたのが最初の活動でした。

今年も4月に保護者懇談会を開催し吉田代表に講演していただき、教育改革前夜の保護者に安心感を与えることができたと思います。

今後の予定として、11月に子育てシンポジウムを仙台で開催します。NPOの活動を通して学校が子育ての代理の場ではなく、家庭、学校、地域においてそれぞれが重要な役割を果たさなければならぬといつことを、地域に浸透させていきたいと思っています。

鈴木 祐一

## 広島支部

6月4日、午前4時45分起床。午前0時就寝。今年度最大の事業「IT講習会」の幕開けでした。6月半ばの段階で、生の5分の4はIT講習会のために費やされました。知識でも技能でもなく、連日の睡眠不足の中、体力のみが支えというのが実感です。

日々、新たな出会いがあり、笑いとお困惑の中での地域住民との交流は新鮮な感覚を私たちに与えてくれます。講習会そのものが楽しみであり、自らにとってまさに充実した講習会になっています。

14年度以降も安浦町主催の「IT関連講座」の開催が計画されています。町長は「チャータースクール構想」をお持ちであり、この町でIT講習事業をきつかけに、さまざまな事業に取り組みればと考えています。

梶浦 隆章

## 松山支部

10年前から宇宙開発事業団のボランティア活動、宇宙少年団の活動をしています。団員を20名程度募集し、その中の3、5名にパソコン教室の指導員になってもらい、高齢者、身障者のためのパソコン教室を開設するつもりです。

松山もCATV網が整備され、そのCATVを後押ししている愛媛新聞社と話し合い、CATVの取次店資格を得て、教室開設へ向けて邁進しております。

また、一緒に活動をしている今治の近藤氏はパソコン教室を経営しており、県のITの委託と失業者救済事業で忙しく活動しています。21世紀になり大変革が始まるうとしています。それに私たちも向かって一歩一歩進んでいくつもりです。

河見 博幸

## 沖縄支部

本協会への入会及び支部設立は、理事の成基学園佐々木代表や、福岡で活動している全教研中垣会長からのご案内によるものです。また、本協会の活動内容である子どもたちの健全育成を中心とした生涯学習の普及啓発に賛同し、沖縄においても推進しようという思いからです。

さて、沖縄支部は塾・予備校を運営する尚学院と一昨年春の選抜高校野球大会で全国制覇を成し遂げた尚学院が母体となって結成されるものです。本学園グループを率いる名城学院長の下、教育改革の熱い南風を送り出そうと燃えています。

本年10月に支部設立大会を開催し、理事の先生方をはじめ会員の皆様にも是非ご来沖賜り、新世紀の教育のあり方を語り合いたいと願っています。ご支援ご協力をお願い申し上げます。

新井 由夫

## 主な事業活動の現在の状況

### ICT講習事業

協会では全国で21の自治体とこの事業について契約を結び活動を行っています。最大活動はさいたま市との契約で100万都市のICT講習事業をプロデュースし、実際の講習も1万人が予定されています。また、最小規模では10講座のみ引き受けているところや講師派遣のみを引き受けているところもあります。

性が示され、それをもとに進められている事業です。現在の教育改革の方向は、学校だけで教育を引き受ける時代から、「地域全体で教育を引き受けていく」時代への転換です。そのためには、地域の教育力を掘り起こし、多くの市民が相互に協力し、教育に参加する機会を作ることが大切です。

この事業がその契機になり、学校における情報教育や今後計画されている地域のICT講習に向けて協会としての取り組み方をこの1年をかけて考えていきたいと思っています。

### 国際理解教育事業

昨年度と比べると予算規模は小さくなったものの、本年度も「地域ですすめる子ども外国語学習」が全国44地区で始動します。当協会が関わる地域も昨年とほぼ同じ地域で活動が始まります。

昨年、本部事務局で運営した大宮地区では埼玉支部

が設立され、さいたま市の事業として旧大宮市の全18公民館で実施されます。

実施に先立ち、6月22日(金)市民会館で保護者対象の事業説明会を開催します。当日はカリキュラム執筆者の松香洋子先生(当協会特別顧問)の講演も予定しており、地域活動と学校教育とのよりいっそうの連携が語られることでしょう。

### 子育て支援事業

今年度も特殊法人社会福祉・医療事業団の助成事業として、仙台、沼津、沖縄など全国6ヶ所で、子育てシンポジウムが計画されています。

このシンポジウムはそれまで学校あるいは家庭に任

せきりにしていた「子育て」を地域全体で取り組んでいくにはどうすればよいかをテーマに、官民様々な立場の人をパネラーとしてお招きし、子育てについての新しい視点を提案するものです。

実施計画のある地域の方は、お早めに横浜事務局までお申し出ください。

## 体験学習事業

自然体験活動リーダー養成講座について

来る6月30日～7月1日の2日間をかけて、自然体験活動の指導者の養成にあたるトレーナー（要するに指導者の指導者）の研修会を自然体験活動推進協議会（通称CONN）が開催します。協会では指導者養成事業を自然体験活動を行っている他の団体と提携をして行っていますが、この事業を継続していくためにもこのトレーナー研修会に参加していく予定です。また、講座をより良いものにするために自然体験活動そのものの研究はもとより新たな提携先、実施場所の調査検討も必要なことと考えております。そのような調査研究を踏まえたくうえで改めて次回の自然体験活動リーダー養成講座のご案内

を皆様にさせて頂きたいと思っております。奮ってご参加の程よろしくお願い申し上げます。

初級リーダーの活用について

前回行われた自然体験活動リーダー養成講座で7名の初級リーダーが誕生しました。この夏休みに掛けて各地域で自然体験活動を行う予定のところで初級リーダーに活動のお手伝いをしてもらいたいというところがありましたらぜひ、横浜事務局（電話045-650-2040）までご連絡ください。初級リーダーの実習の場にもぜひご協力ください。



## 「子どもゆめ基金」事業説明会開催

「子どもゆめ基金」助成活動募集説明会に参加します。

4月に『改正オリセン法』が成立し、それに伴い「子どもゆめ基金」が創設されました。この基金は、子ども達の健全な育成の一層の推進を図ることを目的とし

自然体験、職場体験、科学実験教室等の体験活動、読書会、読書コンクールといった読書活動、IT時代に適合した子どもの体験活動に関するコンピュータソフトやコンテンツの制作の三分野で活動を行っているNPOや団体、草の根的な市民団体に対して、幅広く助成していくというものです。

この度、自然体験活動推進協議会（通称CONN）を通じて「この子どもゆめ基金」助成活動についての説明会が6月25日に行われるとの案内をいただきました。

当協会においても、子どもたちの体験活動は来年度から実施される学校完全週5日制や総合的学習の本格的な導入を考えると、今後の事業活動の中で大きなウエイトを占めるものと考えられます。

また、読書活動も現在行っている「地域ですすめる子ども外国語学習事業（英会話）」と対をなす母国語教育としての位置付けで、去る3月27日に行われた「ことばの体験学習 素読・暗唱大会」の後援をした（詳細は前号 8を参照）こともあり、今後事業化も視野に入れて充実を図りたい分野の一つと考えています。

以上のようなことから、本部事務局では協会の事業活動の充実のためにこの説明会に参加してきます。

## 事務局通信

### 寺脇・吉田の対談本

協会の代表理事を務める吉田博彦と文部科学省生涯学習担当審議官である寺脇研氏との対談が冊子になりました。

この対談は、本年2月13日に文部科学省内の寺脇氏の執務室で行われたものを、GUREN(編集/アルスプロジェクト)、発行/Fプラン(6月号として一冊にまとめたものです。

「学力低下論」への反論  
民度が問われる教育改革

コミュニケーションスクール構想  
ナショナルテスト構想

など、二人の議論は多岐にわたって進められています。

この冊子「対談ノ1+1を3にする」を、定価(一〇〇〇円) + 送料(実費)でご希望の方にお分けします。お申し込みは、横浜事務所まで。

### 会員メーリングリスト

横浜事務局では、会員の方たちの情報や意見の交換の場として、支援協会会員のためのメーリングリストを作ることを検討しています。このことは是非も含めて、みなさんからのご意見をお聞かせください。ご意見はファクスかEメールで横浜事務所までお願いいたします。

### NPOポロシャツ

東京事務局では、協会が行うボランティア活動に参加し、てくれる方たちのために、「NPO教育支援協会」のロゴ入りポロシャツを作ることになりました。広島支部のアイディアをそのままいただいたものです。ポロシャツが、ボランティア活動活性化の一助になればと考えています。

### 子育てハンドブック

子どもを育てるお母さんたちの支援活動の一環として、協会では「子育てハンドブック」を作成しました。このハンドブックはバインダー式になっており、スケジュール型カレンダールのほか、各月の子育てメモや子育て記録、誕生日の記録、季節の出来事、緊急連絡網などが書き込めるようになっています。

現在、全国版と地域の特性を取り入れた大宮版・横浜版の三種があり、近日中に広島版もできあがる予定です。このハンドブックをご希望の方は、一部三〇〇円でお分けしています。

### 次号予告

平成13年度定例総会の当日、総会に先立って文部科学省生涯学習担当審議官寺脇研氏が記念講演を行ってくださいました。次号ではこのときの講演の内容を特集で掲載する予定です。

### 特定非営利活動法人 教育支援協会

- ・東京事務局  
〒105-0003 東京都港区西新橋 3-23-5  
御成門郵船ビル12F  
Tel 03-3434-0352 Fax 03-3434-0353
- ・横浜事務局  
〒231-0007 横浜市中区弁天通 4-67-1  
馬車道スクエアビル3F  
Tel 045-650-2040 Fax 045-650-2041
- ・E-mail: super-k12@mua.biglobe.ne.jp

### 書籍

協会では、子育てシンポジウムのパネリストをお願いしているジャーナリスト・武井優氏の著作を販売しています。氏のテーマである「里親」の問題を、日本とアメリカの両国から詳細にレポートしています。ご希望の方は横浜事務所まで。『他人が子どもを育てるとき』『子どもは横濱事務所まで』『子どもの心とどう向き合うか』